

個人企業経済調査の沿革

第1 個人企業経済調査(主管:経済安定本部)

【昭和 22 年度】

◎ 個人企業経済調査の開始

背景： 戦後、経済復興計画の樹立及びその効力の分析並びに諸外国と経済復興事情を比較するための共通の尺度として国民所得の利用が要請され、統一的な国民所得推計を行う気運となった。そのような中、昭和 22 年に経済安定本部に国民所得調査室が設けられ、国民所得の推計に必要な資料の収集が行われた。当時、個人業主の所得に関する資料は、税務統計のみに限られていた。

しかし、税務統計は徴税に伴う副次的な統計であったため、免税点以下の業主所得が得られないことや、一般に過少申告の危険があることなどの欠点を持っていた。そこで、経済安定本部では、昭和 22 年に日本商工会議所を通じて東京をはじめ 5 都市の個人業主について標本による調査を行うこととした。以後、この調査は、年々改善拡張され、昭和 26 年度には日本統計協会に調査の実施が委託され、さらに、昭和 27 年度からは総理府統計局の主管として実施されることとなった。

第2 個人商工業経済調査(主管:総理府統計局)

【昭和 27 年度】

◎ 主管が総理府統計局となり、個人商工業経済調査に名称変更

- ① 4 月に調査の主管が総理府統計局となり、名称が「個人商工業経済調査」となった。
- ② 9 月 11 日に指定統計第 57 号に指定された。

表 1 個人商工業経済調査開始当時の概要

項目	内容
調査対象	製造業：500事業所、卸売及び小売業：500事業所
抽出方法	層化 2 段抽出（第 1 次抽出単位：6 大都市の区及びそれ以外の市、第 2 次抽出単位：個人経営の事業所）
調査期間	四半期（第 1 期：4 月から 6 月、第 2 期：7 月から 9 月、第 3 期：10 月から 12 月、第 4 期：1 月から 3 月）で、各期ごとに一斉交替
調査事項	調査票甲（製造業用、卸売及び小売業用） <ul style="list-style-type: none"> ・営業上の収支に関する事項 売上高、仕入高、営業費（営業上の人件費、その他の営業費）、その他の項目（土地建物機械設備費、業主の勤労収入、業主の兼業収入） ・在庫高または棚卸高 在庫高（製造業用、期首・期末）、棚卸高（卸売及び小売業用、期首・期末） 調査票乙 <ul style="list-style-type: none"> ・各期前 1 か月間の売上高 調査票丙 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に関する事項 事業の内容、簿記記帳の程度（青色申告又は同程度の正確な簿記記帳、全く帳簿を使用していない等）、家屋の総延建坪数、家屋の営業用延建坪数、家屋の営業用部分の百分比、操業日数 ・業主及び世帯員に関する事項 業主について：性別、年齢、世帯上の地位、続柄、家業以外の職業、家業以外の職業から得られた収入金額 世帯員について：性別、年齢、続柄、職業、家業による収入以外の収入 ・従業者に関する事項 従業者総数、雇用従業者数、賄付雇用従業者数、賄付雇用従業者数中住込の者

【昭和 28 年度】

◎ 府県委託費の大幅な削減

第 3 期及び第 4 期については調査票乙の調査を中止した。

【昭和 32 年度】

◎ 調査票様式の改正

調査票甲は「製造業用」と「卸売及び小売業用」とで分かれていたが、記入内容に若干の差異があるだけで様式はほとんど同一のものであるため、共通のものとした。

【昭和 33 年度】

1 調査事項の変更

調査票甲

「業主について」欄の「性別」、「世帯上の地位」、「家業以外の職業」、家業以外の「職業から得られた収入金額」を削除し、「勤労収入」、「農林水産業による営業利益」、「他の場所での事業による営業利益」を追加した。

2 抽出方法の変更

6 大都市の第 1 次抽出単位を区から単位区（約 4 k m²の区域内に存在する事業所統計調査の調査区を合併した地域）とした。

【昭和 35 年度】

◎ 抽出方法の変更

6 大都市以外の一部の市の第 1 次抽出単位を、従来の市から単位区（約 4 k m²の区域内に存在する事業所統計調査の調査区を合併した地域）とした。

第 3 個人企業経済調査(主管:総理府統計局)

【昭和 36 年度】

1 調査対象にサービス業を加え、名称を「個人企業経済調査」に変更（第 2 期から）

調査対象にサービス業を加え、名称を「個人企業経済調査」に改めた。

理由：昭和 35 年 8 月 18 日に経済企画庁から「個人商工業経済調査の拡充実施について」により、従来の調査対象産業である「製造業」、「卸売業、小売業」のほかに「サービス業」を加え、「個人企業経済調査」（仮称）として実施することの要望があったため。

2 調査票様式の改正（第 2 期から）

調査票甲、乙、丙をそれぞれ「商工業用」と「サービス業用」の 2 種類に分割した。

3 調査事項の変更

調査票甲の「たな卸高」欄に「たな卸の際の評価方法」を追加した。

表2 個人企業経済調査開始当時の概要

項目	内容
調査対象	製造業：500事業所、卸売業、小売業：500事業所、サービス業：500事業所 ※ただし、サービス業の対象は「旅館、貸間、下宿業、その他の宿泊所」、「対個人サービス業」（ただし、「物品預かり賃貸業」、「葬儀火葬業」及び「その他の対個人サービス業」は除く）、「自動車修理業、ガレージ業」、「その他の修理業」を営む事業所に限定。
抽出方法	層化2段抽出 第1次抽出単位：単位区（事業所統計調査の調査区を合併して小地域に分割したもの） 第2次抽出単位：個人経営の事業所
調査期間	四半期（第1期：4月から6月、第2期：7月から9月、第3期：10月から12月、第4期：1月から3月）で、各期ごとに一斉交替
調査事項	調査票甲（商工業用、サービス業用） ・営業上の収支に関する事項 売上高または営業収入、仕入高、営業費（営業上の人件費、その他の営業費）、業主の農林水産業以外の兼業による営業利益、土地建物機械設備費など ・たな卸高に関する事項 たな卸高（期首・期末）、たな卸高の評価方法 調査票乙（商工業用、サービス業用） ・各期前1か月間の売上高 調査票丙（商工業用、サービス業用） ・事業所に関する事項 事業の内容、簿記記帳の程度（青色申告又は同程度の正確な簿記記帳、全く帳簿を使用していない等）、家屋の総延建坪数、家屋の営業用延建坪数、家屋の営業用部分の割合、操業日数 ・業主に関する事項 勤労収入、農林水産業の兼業による営業利益、他の場所での事業による営業利益 ・世帯員に関する事項 世帯員数、世帯主との続柄、年齢、性別、職業、調査期間中にこの事業所以外から得た収入 ・従業者に関する事項 従業者総数、従業者総数のうち雇用者数、雇用者数のうちまかない付雇用者数、まかない付雇用者数のうち住み込みの者

【昭和37年度】

◎ 調査対象の変更（第2期から）

サービス業の調査対象産業に、「物品預かり賃貸業」、「葬儀火葬業」、「その他の対個人サービス業」及び「対事業所サービス業」を追加した。

【昭和38年度】

1 調査票様式の改正

調査票丙の裏面の「収支検査表」を「損益計算表」に改めた。

2 調査事項の変更

(1) 調査票甲

「土地建物機械設備費」欄を備考欄から格上げし、内訳として「営業用土地」「営業用建物」、「営業用機械器具その他の整備」を追加した。

(2) 調査票丙

- ① 「世帯について」欄の「世帯主との続柄」、「性別」、「年齢」、「職業」、「本調査期間中にこの事業所以外から得た収入」を削除し、「世帯人員」、世帯人員「のうち業主以外でこの事業所以外から収入を得た者」を追加した。
- ② 「従業者について」欄のまかない付雇用者数「のうち住込のもの」を削除し、従業者総数「のうち業主及び家族従業者数」を追加した。

【昭和 39 年度】

◎ 調査票の追加（第 2 期から）

各期の期首及び期末時点における営業上の資産及び負債に関する金額を把握するために、調査票丁を追加した。

理由：個人企業の経営の実態をよりの確に把握し、日本の経済力測定のためのより充実した資料（財務構成などの資料）を得るため。

【昭和 41 年度】

1 調査範囲の拡大（第 2 期から）

- ① 市のみであったが町村においても調査を行うこととした。
- ② 調査対象事業所数を 1,430 から 2,550 とした（製造業 1,000 事業所、卸売業・小売業 1,000 事業所、サービス業 550 事業所）。

2 調査期間の変更（第 2 期から）

調査期間を 1 期（3 か月）から 2 期（6 か月）に変更した。また調査事業所の交替は、各期一斉交替から各期半数交替に改めた。

3 調査票の種類及び調査事項の変更

(1) 調査票甲

- ① 名称を「営業収支調査票」に改めた。
- ② 「たな卸高」欄：期末のみの記入とした。

(2) 調査票乙

廃止した。

(3) 調査票丙

- ① 名称を「企業票」に改めた。
- ② 「業主について」欄を削除した。
- ③ 「従業者について」欄を削除した。
- ④ 「雇用従業者について」欄を新たに設け、「性別」、「年令」、「勤続年数」を調査事項とした。
- ⑤ 「世帯員について」欄の「世帯人員」、世帯人員「のうち業主以外でこの事業所以外から収入を得た者」を削除し、「業主との続柄」、「性別」、「年令」、「この事業に従事している者」、「他の事業所から収入を得ている者」を追加した。
- ⑥ 「開設時期」欄を新たに設けた。
- ⑦ 「開業以前の事業内容」欄を新たに設けた。
- ⑧ 指導員が転記・作成していた調査票丙裏面の「損益計算表」を「損益計算票」と改め、調査員が転記・作成することとなった。

(4) 調査票丁

- ① 名称を「営業資産・負債調査票」に改めた。
- ② 3 月末日及び 9 月末日現在で作成することとなった。

【昭和 42 年度】

◎ 個人企業営業状況調査の実施

昭和 43 年 3 月 20 日現在で、個人企業経済調査の附帯調査として、第 4 期（1～3 月）の調査事業所を対象とし、個人企業営業状況調査を実施した。（以降、平成 13 年 3 月まで実施。）

表 3 個人企業営業状況調査の開始当時の調査事項

調査事項	<ul style="list-style-type: none">・営業状況に関する事項 売上高の増減及びその理由、人件費の増減及びその理由、営業費の増減及びその理由、設備費の増減及び増加理由、資金繰りの状況及びその理由、資金の主な借入先・雇用者に関する事項 雇用実績、定休日の状況・その他の事項 減価償却の状況、業態の別（製造業のみ）
------	---

【昭和 44 年度】

1 調査事項の変更

(1) 営業収支調査票

- ① 「営業費」欄を日計方式から月計方式に変更し、経費の内容を項目別に掲げることとした。また、「営業上の人件費」、「その他の営業費」を「人件費」、「経費」に変更し、内訳を入れた。

（内訳）人件費：「常用雇用者」、「臨時雇用者」、「合計」

経費：「公租公課」、「荷造運賃」、「水道代」、「ガス代」「旅費通信費」、「広告宣伝費」、「接待交際費」、「保険料」、「修繕費」、「事務用品費」、「備品費」、「ガソリン代」、「福利厚生費」

- ② 「今月の操業日数と従業者数」欄を調査員記入方式から自計申告方式に改めた。
- ③ 「今月のその他の収入」欄を調査員記入方式から自計申告方式に改めた。
- ④ 「土地建物機械設備費」欄を「今月の設備投資額」欄に変更し、同欄に「土地購入費」を追加した。
- ⑤ 「今月のその他の収入」欄に「業主以外の家族の勤労収入や家賃利子などの収益」を追加した。
- ⑥ 「過去 1 年間の売上高」欄を新たに設けた。

理由：四半期別の売上高は季節変動が大きく、安定した売上高を調査する必要があること及び売上高階級等の資料を得るため。

(2) 企業票

- ① 項目ごとに総数の欄を設定した。
- ② 「事業所について」欄の建物の「営業用部分の比率」、「家屋の総延面積を削除し、「建物の延面積」を追加した。
- ③ 「雇用従業者について」欄を「常用雇用者」欄に変更した。また、「勤続年数をし、「雇用形態」を追加した。
- ④ 「開業以前の事業内容」欄を削除した。
- ⑤ 「同一経営で会計を別にする他の事業所の有無」欄を新たに設けた。

(3) 営業資産・負債調査票

- ① 「営業上の資産」欄に「その他」を追加した。
- ② 「営業上の負債」欄に「その他」を追加した。

【昭和 46 年度】

1 調査事項の変更

(1) 営業収支調査票

- ① 「売上高」欄の小計を 5 日目ごとから 10 日目ごとに改めた。
- ② 「仕入高」欄の小計を 5 日目ごとから 10 日目ごとに改めた。
- ③ 「営業費」欄の「人件費」の内訳に「雇用従業者数」を追加した。また、「経費」の内訳を以下のように改めた。
 - ア 「公租公課」を、青色申告に同調させ、「租税公課」に改めた。
 - イ 「旅費通信費」を、慣用語句の「交通通信費」に改めた。
 - ウ 「事務用品費」を、備品との区別を明確にするため、「事務用消耗品費」に改めた。
 - エ 「その他」に項目を起こして記入していた「地代家賃」、「外注加工費」、「支払利息」を項目として新設した。
 - オ 「今月の操業日数と従業者数」欄：雇用従業者の内訳を削除した。
 - カ 「今月の設備投資額」欄：記入誤りを防ぐため、「機械・器具等」、「建物付属設備」、「車両運搬具」、「器具・備品」及び「機械装置」に分類し、併せて項目の説明を追加した。

(2) 企業票

- ① 「事業所」欄が以下の通り変更となった。
 - ア 「事業の内容」に「業態の別」を追加した。
 - イ 経営の形態の実態を把握するため、「経営形態」を新たに設けた。
 - ウ 家族従業者の実態を把握するため、「世帯員」に家業に従事している者が賃金を得ているか否かを追加した。
 - エ 「常用雇用者」について、これまで個々に年令、雇用形態（通勤、住み込みの別）を記入していたが、記入者の負担を軽減させるため個々の記入をやめ、雇用者全体について、常用雇用者、臨時雇用者、性別を記入することとした。
 - オ 「開業時期」を削除した。
 - カ 「建物」に「建物の所有関係」を追加した。

(3) 資産・負債調査票

- ① 「営業上の負債」欄が以下の通り変更となった。
 - ア 「前渡金」を慣用語句の「前払金」に改めた。
 - イ 経費の未払金は「その他」に計上していたが、記入漏れを防ぐため「未払金」を新設した。

【昭和 47 年度】

- 1 調査範囲の拡大（第 2 期より）
 - ① 沖縄の本土復帰に伴い、沖縄県を調査地域に加えた。
 - ② 調査対象事業所数を製造業 1,060 事業所、卸売業・小売業 1,060 事業所、サービス業 580 事業所の合計 2,700 事業所とした。
- 2 抽出方法の変更
層化 2 段抽出から層化 3 段抽出に変更した。
第 1 次抽出単位：市区町村
第 2 次抽出単位：単位区
第 3 次抽出単位：個人経営の事業所
- 3 調査票丁の調査期日を年度末とした。

【昭和 49 年度】

- 1 調査票様式の改正
 - (1) 営業収支調査票
「今月のその他の収入」欄：「業主以外の家族の勤労収入や家賃、利子などの収入」を削除し、「その他」を追加した。
 - (2) 抽出方法の変更
全国を国勢統計区設定市区と国勢統計区設定市区以外の市区町村に分けた。
 - ア 国勢統計区設定市区
層化 2 段抽出法
第 1 次抽出単位：単位区（原則として国勢統計区を 2 つ合わせた地域）
第 2 次抽出単位：個人経営の事業所
 - イ 国勢統計区設定市区以外の市区町村
第 1 次抽出単位：市区町村
第 2 次抽出単位：単位区（事業所基本調査区を数調査区合併した地域）
第 3 次抽出単位：個人経営の事業所

【昭和 51 年度】

- ◎ 調査票様式の改正
営業収支調査票
 - ① 「設備投資額」欄の「工具」と「器具・備品」を「工具・器具・備品」に統合。
 - ② 「今月のその他の収入」欄の「その他」を「業主の財産収入」、「その他」に分割した。

【昭和 56 年度】

◎ 調査事項の変更

理由：調査環境が悪化し、調査の円滑な実施に影響を及ぼしており、これに対処するため、調査票の様式を整理改善し、申告者の負担の軽減を図り、調査結果の精度を維持する必要があったため。

(1) 営業収支調査票

- ① 「営業費」欄の「経費」に「社会保険料以外の福利厚生費」を追加。
- ② 「今月の操業日数と従業者数」欄を削除した。
- ③ 「今月のその他の収入」欄を削除した。
- ④ 「今月の人件費」欄を追加した。
- ⑤ 「今月の操業・営業日数」欄を追加した。

(2) 企業票

- ① 「事業所」欄の「帳簿の記入程度」を削除し、「業態の別」、「青色申告等の有無」を追加した。
- ② 「世帯員」欄の「性別」、「年令」を削除した。
- ③ 「雇用従業者」欄の「通勤・住込みの別」を削除した。
- ④ 「建物」欄を削除した。
- ⑤ 「営業用建物」欄を新たに設けた。

【昭和 63 年度】

◎ 調査単位区の交替方法を変更

結果数値への影響を均等化させるため、調査単位区の交替方法を、各期 4 分の 1 交替とした。

【平成 14 年度】

◎ 調査方法の大幅な見直し

背景：平成 7 年 3 月に統計審議会の答申「統計行政の新中・長期構想」において、個人企業経済調査について「自営業者の構造的変化が商業の構造に及ぼす影響を的確に把握するため、個人企業経済調査の標本数の拡充や自営業のフランチャイズ化、自営業者の高齢化に関する調査項目の追加など、今後 5 年以内を目処に必要な対応を行う。」こととされた。

このため、学識経験者等を構成員とする研究会を平成 11 年 1 月より開催し、個人企業経済調査及び個人企業営業状況調査の両調査全般にわたって見直しの検討を行った。

表4 主な改正点

改正前	改正後
個人企業経済調査 営業収支調査票（毎月） 企業票（調査開始月） 損益計算票 営業資産・負債調査票（毎年3月）	個人企業経済調査 動向調査票（毎四半期） 構造調査票（毎年1回）
個人企業営業状況調査 個人企業営業状況調査（毎年3月）	（廃止）
○国勢統計区設定市区 層化2段抽出法 第1次抽出単位：単位区（原則として国勢統計区を2つ合わせた地域） 第2次抽出単位：個人経営の事業所 ○国勢統計区設定市区以外の市区町村 層化3段抽出法 第1次抽出単位：市区町村 第2次抽出単位：単位区（事業所基本調査区を数調査区併した地域） 第3次抽出単位：個人経営の事業所	○すべての市区町村 層化3段抽出法 第1次抽出単位：市区町村 第2次抽出単位：単位区（事業所・企業統計調査（平成24年度より経済センサス基礎調査）の調査区を組み合わせたもの） 第3次抽出単位：個人経営の事業所
半年間	1年間
2,790事業所（市部：2,310事業所、郡部：480事業所）	3,680事業所（市部：3,080事業所、郡部：600事業所）

表5 改正後の調査事項

	動向調査票	構造調査票
調査事項	<p>①事業主の業況判断に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業況の水準 ・売上金額 ・営業利益 ・製品・商品・原材料の在庫状況 ・資金繰りの状況 ・今期の雇用状況 <p>②従業者に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数 ・給料賃金 <p>③営業収支に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上金額及び仕入金額 ・棚卸高 ・営業経費 ・設備投資 	<p>①事業所の経営形態に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設時期 ・営業（操業）日数及び時間 ・営業用土地・建物の所有形態 ・チェーン組織への加盟 ・納税申告の形態 <p>②事業主に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主の年齢 ・後継者の有無 <p>③営業収支に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上金額及び仕入金額 ・棚卸高 ・営業経費 ・設備投資 <p>④従業者に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者数及び給料賃金 ・従業者の採用・離職状況 <p>⑤営業上の資産及び負債</p> <p>⑥パーソナルコンピュータに関する事項</p> <p>⑦事業経営上の問題点</p> <p>⑧経営方針に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の事業展開 ・法人化の予定

【平成19年度】

◎ 調査票様式の変更

指定統計から基幹統計となったことに伴い、「指定統計」と書かれている箇所を「基幹統計」に変更した。